

刈谷にぎわいオフィスホームページバナー広告募集要項

1 募集内容

刈谷にぎわいオフィスが推進する広告事業の一つとして、刈谷にぎわいオフィスが公開・管理するホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するバナー広告の広告主を募集します。

2 掲載するホームページ

- ・ トップページ (<https://nigiwai.toshikyo.jp/>)
- ・ 概要 (https://nigiwai.toshikyo.jp/about_nigiwai_office/)
- ・ お知らせ (<https://nigiwai.toshikyo.jp/news/>)
 - お知らせ (<https://nigiwai.toshikyo.jp/category/oshirase/>)
 - イベント (<https://nigiwai.toshikyo.jp/category/event/>)
- ・ 施設 (<https://nigiwai.toshikyo.jp/shisetsu/>)
 - 各施設（全17施設）のページも同様
- ・ 採用情報 (<https://nigiwai.toshikyo.jp/recruit/>)

3 掲載ページ

トップページをはじめ24ページ（令和6年9月1日現在）

※ホームページの構成などにより、掲載ページが増減する場合があります。

4 応募方法

期 間 令和6年10月1日から

応募方法 （別紙1）刈谷にぎわいオフィスホームページバナー広告掲載申込書を刈谷にぎわいオフィス事務局（jimukyoku@toshikyo.jp）あてにメールで提出

申込費用 広告掲載の申込に要する費用は、すべて広告主負担

※広告代理店の場合は、本要項を基に応募広告をとりまとめの上、刈谷にぎわいオフィスへ応募してください。

5 枠数

通常掲示枠 4 枠（補助枠 上限なし）

※同一の広告主が申込める広告は原則、1 か月 1 枠

※補助枠は 5 枠目以上の応募があった場合に運用します。

6 募集開始日時

令和 6 年 1 0 月 1 日（先着順）

7 掲載期間

令和 6 年 1 0 月 1 日から

※掲載は 1 か月単位（複数月掲載可・連続掲載可）

8 広告の掲載開始または削除時間

開始 掲載開始日の午前 0 時から掲示します。

終了 掲載終了日の午後 1 1 時 5 9 分に削除します。

9 広告の掲載料

1 枠 3, 0 0 0 円（月額、税込）

1 0 広告の規格等

広告の規格は、次のとおりとします。

- （1）掲載する広告の種別は、バナー広告とする
- （2）大きさは縦 6 0 ピクセル、横 1 2 0 ピクセルとする
- （3）形式は G I F、J P E G 形式またはテキスト 3 0 文字以内とする
- （4）データ容量は、5 K B 以下とする

※次の表記、構造は禁止します。

- （1）動画、アニメーション、静止画像の切り替え（反転表示）等
- （2）刈谷にぎわいオフィスウェブサイトのコンテンツの一部として錯誤し
やすいデザイン
- （3）広告主、商品、サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの

- (4) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (5) アラートマーク
- (6) ラジオボタン
- (7) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (8) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

1 1 広告のリンク先ウェブページの構造

次の構造や機能を有するウェブページへのリンク指定は禁止します。

- (1) 専ら広告以外の情報で構成したページ
- (2) 広告主のウェブサイトであることが分かりにくいページ
- (3) 広告主以外の者が書き込みできる機能を有するページ

1 2 広告主及び広告等の審査

広告掲載の可否については、刈谷にぎわいオフィス広告掲載要綱、刈谷にぎわいオフィス広告掲載基準、刈谷にぎわいオフィスホームページバナー広告募集要項に基づき、最終的な判断は刈谷にぎわいオフィスが行います。

1 3 広告掲載の決定

広告掲載の可否は、刈谷にぎわいオフィスが広告主又は広告代理店に通知します。

1 4 掲載を決定した広告又はリンク先の変更

- (1) 刈谷にぎわいオフィスからの変更依頼
変更を依頼した場合は、速やかに応じていただきます。
- (2) 広告主からの変更申し出

広告主からの変更申し出は、会社名の変更など、広告又はリンク先の変更がやむを得ない事情として刈谷にぎわいオフィスが認めた場合に限り
ます。変更を希望するときは、変更希望日の前日までに刈谷にぎわい
オフィスへ変更の内容と理由を記した申出書を提出してください。

1 5 掲載を決定した広告の取り下げ

広告主の都合により、掲載を決定した広告を取り下げようとするときは、刈谷にぎわいオフィスへ申出書を提出していただきます。この場合、刈谷にぎわいオフィスは、徴収した広告の掲出料を、原則、還付しません。

1 6 その他

その他必要な事項は、刈谷にぎわいオフィス広告掲載要綱、刈谷にぎわいオフィス広告掲載基準、刈谷にぎわいオフィスホームページバナー広告募集要項に基づきます。

(別紙1)

刈谷にぎわいオフィスホームページバナー広告掲載申込書

年 月 日

一般社団法人刈谷にぎわいオフィス

理事長 鈴木 克幸

所在地

申請者 事業所名

代表者氏名

下記のとおりバナー広告を掲載したいので申請します。

記

事業所名	
所在地	
代表者氏名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号 FAX 番号 担当者メールアドレス
希望掲載期間	
バナー広告リンク先 (URL)	
掲載条件	(1) バナー広告サイズ 縦60ピクセル×横120ピクセル (2) 広告期間 1ヶ月単位 (3) 掲載価格 1枠3,000円(月額、税込) (4) 広告の選定方法 事前に広告審査があり、内容によっては掲載をお断りする場合があります。

【添付書類】・バナー広告画像

・事業所の概要等(パンフレット等)その他